

平成 27 年 2 月 27 日
国住街第 1 8 3 号

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局市街地建築課長

建築基準法における「専ら防災のために設ける備蓄倉庫」の取扱いについて
(技術的助言)

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 48 条に基づく建築物の用途規制における「専ら防災のために設ける備蓄倉庫」の取扱いについて、「平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 27 年 1 月 30 日閣議決定）を踏まえ、下記の通り通知する。

貴職におかれては、貴管内の特定行政庁に対してもこの旨周知方お願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

地方公共団体が近隣住民のために必要な公益施設として設置する「専ら防災のために設ける備蓄倉庫」については、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 130 条の 4 第 2 号に規定する「地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの」として取り扱って差し支えない。

なお、当該備蓄倉庫において備蓄される非常用食糧、応急救助物資等について、災害時等に近隣住民以外のために利用されることを妨げるものではない旨申し添える。

(参考抜粋)

○「平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成 27 年 1 月 30 日閣議決定)

規制・制度改革の内容	地方公共団体が近隣住民のために必要な公益施設として設置する防災備蓄倉庫については、「地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの」(施行令 130 条の 4 第 2 号)に該当し、特定行政庁の許可(48 条 1 項)を得ずに、第一種低層住居専用地域において建築できることを、地方公共団体に通知する。
------------	---